

## 国際東洋医学会日本支部 規約

1994年04月01日制定

1995年12月20日改正

1996年12月15日改正

2006年08月01日改正

2010年01月30日改正

2010年06月06日改正

### 第1条 名 称

本会は国際東洋医学会日本支部と称する。英文名はJapan Chapter of the International Society of Oriental Medicine、その略名はISOM Japan Chapterとする。

### 第2条 目 的

本会は国際東洋医学会事務局（在ソウル）及び学会組織の維持発展並びに学術大会開催の継続について必要な協力をなすことを目的とする。

### 第3条 会 員

本会は本会の目的に賛同する個人を個人会員とし、及び法人を法人会員として組織する。

### 第4条 役 員

本会運営のため、下記役員を置く。

1項 理事長 1名 本会を統括する。理事の互選により選出する。

2 項 副理事長 1名 理事長を補佐する。理事長の推薦により選出する。

3 項 理事定数は15名とし、本会を運営する。理事は理事長の推薦により理事会で承認をうけて選出するが、それで決定出来ない場合には、選挙管理委員会を設けて個人会員から選挙により選出される。理事の任期は4年とし、再任はさまたげない。理事はそれぞれ次の業務を担当する。

①国際理事 5名 本部主催の理事会・イベントに参加

- ②会計・事務 2名 年会費徴収・会報の発送・入退会の記録・その他など
- ③広報 3名 年2回の会報編集・その他の広報
- ④学術 5名 情報の収集

4 項 監事 2名 本会会計を監査する。理事会の推薦により委嘱する。

#### 第5条 評議員

本会は運営のために評議員を置く。理事 3名の推薦により委嘱する。

#### 第6条 会費

- 1項 本会維持のため会費を収受する。
- 2項 会費は毎年（1月1日から12月31日）収受する。
- 3項 会費は1口1万円とし、個人会費は1口、法人会費は2口以上を納入するものとする。

第7条 寄付金 本会の運営を目的とする寄付金を収受することができる。

第8条 事務局 本会は事務処理のための事務局を置くことができる。  
尚、事務局を東京都千代田区神田神保町1-7 巖松堂ビル10F  
株式会社 ジーエー企画 内に置く。